にかほ市若者支援住宅敷地造成事業　事業契約書（案）

1　事業名　　にかほ市若者支援住宅敷地造成事業

2　事業場所　　秋田県にかほ市平沢中谷地、白幡森地内

3　履行期間　　この事業契約の本契約としての成立日から令和７年（2025 年）10 月 31 日まで

4　契約代金額　　￥○○○○○○－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥○○○○○○－

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 10／110 を乗じて得た額である。

（内訳）

設計業務（設計業務、その他、付随する業務を含む額とする。）

￥○○○○○○－

（うち消費税及び地方消費税　　￥○○○○○○－）

建設業務（建設業務、その他、付随する業務を含む額とする。）

￥○○○○○○－

（うち消費税及び地方消費税　　￥○○○○○○－）

5　仮契約保証金　　保証種別　　￥○○○○○○－

上記の事業について、発注者 にかほ市長 市川 雄次 と受注者［共同企業体名称］とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別紙の契約によって、仮契約を締結する。発注者と受注者は、この契約について、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年にかほ市条例第５３号）第２条の規定に基づき、議決のあった場合は本契約とみなし、議決があった日を契約締結日とし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（以下余白）

この契約の証として本書２通を作成し、発注者、受注者それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者

にかほ市象潟町字浜ノ田１

にかほ市

にかほ市長　市川　雄次　　印

受注者

共同企業体名称

代表企業・建設企業

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

構成員・設計企業

所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

目　次

第 1 章　　通則 1
第 1 条 （総則） 1
第 2 条 （指示等及び協議の書面主義） 2
第 3 条 （契約の保証） 2
第 4 条 （権利義務の譲渡等） 3
第 5 条 （秘密の保持） 3
第 6 条 （著作権の帰属） 3
第 7 条 （著作物等の利用の許諾） 4
第 8 条 （著作者人格権の制限） 4
第 9 条 （著作権等の譲渡禁止） 4
第 10 条 （著作権の侵害の防止） 4
第 11 条 （一括再委託等の禁止） 4
第 12 条 （特許権等の使用） 5
第 13 条 （監督員） 5
第 14 条 （地元関係者との交渉等） 6
第 15 条 （土地の立入り） 6
第 16 条 （履行報告） 6
第 17 条 （支給材料及び貸与品等） 6

第 2 章　　設計業務 7
第 18 条 （設計業務の工程表の提出等） 7
第 19 条 （管理技術者） 7
第 20 条 （照査技術者） 8
第 21 条 （管理技術者等に対する措置請求） 8
第 22 条 （要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務） 8
第 23 条 （条件変更等） 8
第 24 条 （要求水準書等の変更） 9
第 25 条 （設計業務の中止） 9
第 26 条 （受注者の提案） 9
第 27 条 （適正な履行期間の設定） 10
第 28 条 （受注者の請求による履行期間の延長） 10
第 29 条 （発注者の請求による履行期間の短縮等） 10
第 30 条 （履行期間の変更方法） 10
第 31 条 （設計業務委託料の変更方法等） 10
第 32 条 （臨機の措置） 11
第 33 条 （一般的損害） 11
第 34 条 （第三者に及ぼした損害） 11
第 35 条 （不可抗力による損害） 11
第 36 条 （設計業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更） 12
第 37 条 （検査及び引渡し） 13
第 38 条 （設計業務委託料の支払い） 13
第 39 条 （引渡し前における設計成果物の使用） 13
第 40 条 （部分引渡し） 14
第 41 条 （第三者による代理受領） 14
第 42 条 （部分引渡しに係る設計業務委託料の不払に対する受注者の業務中止） 14
第 43 条 （契約不適合責任） 14

第 3 章　　建設業務 15
第 44 条 （関連施工業務の調整） 15
第 45 条 （建設業務に関する業務委託料及び工程表） 15
第 46 条 （下請人等の選任） 15
第 47 条 （現場代理人及び主任技術者等） 16

第 48 条 （建設業務の関係者に関する措置請求） 17
第 49 条 （建設業務に係る工事材料の品質及び検査等） 17
第 50 条 （監督員の立会い及び施工記録の整備等） 17
第 51 条 （工事用地の確保等） 18
第 52 条 （要求水準書等又は設計成果物不適合の場合の改造義務及び破壊検査等） 18
第 53 条 （条件変更等） 19
第 54 条 （要求水準書等又は設計成果物の変更） 19
第 55 条 （建設業務の中止） 20
第 56 条 （著しく短い履行期間の禁止） 20
第 57 条 （受注者の請求による履行期間の延長） 20
第 58 条 （発注者の請求による履行期間の短縮等） 21
第 59 条 （履行期間の変更方法） 21
第 60 条 （建設業務委託料額の変更方法等） 21
第 61 条 （賃金又は物価の変動に基づく建設業務委託料額の変更） 21
第 62 条 （臨機の措置） 22
第 63 条 （一般的損害） 22
第 64 条 （第三者に及ぼした損害） 23
第 65 条 （不可抗力による損害） 23
第 66 条 （建設業務委託料額の変更に代える要求水準書等又は成果物の変更） 24
第 67 条 （検査及び引渡し） 24
第 68 条 （建設業務委託料の支払い） 25
第 69 条 （部分使用） 25
第 70 条 （前払金） 25
第 71 条 （前払金の使用等） 26
第 72 条 （部分払） 26
第 73 条 （部分引渡し） 27
第 74 条 （債務負担行為等に係る契約の特則） 28
第 75 条 （債務負担行為等に係る契約の前金払の特則） 28
第 76 条 （債務負担行為等に係る契約の部分払の特則） 28
第 77 条 （第三者による代理受領） 29
第 78 条 （前払金等の不払に対する工事中止） 29
第 79 条 （契約不適合責任） 29

第 4 章　債務不履行、解除等（通則） 30
第 80 条 （履行遅延の場合における損害金等） 30
第 81 条 （発注者の任意解除権） 30
第 82 条 （発注者の催告による解除権） 30
第 83 条 （発注者の催告によらない解除権） 31
第 84 条 （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） 32
第 85 条 （公共工事履行保証証券による保証の請求） 32
第 86 条 （受注者の催告による解除権） 32
第 87 条 （受注者の催告によらない解除権） 32
第 88 条 （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） 33
第 89 条 （設計業務に係る解除の効果） 33
第 90 条 （解除に伴う設計業務に係る措置） 33
第 91 条 （解除に伴う建設業務に係る措置） 34
第 92 条 （発注者の損害賠償請求等） 35
第 93 条 （談合行為に対する措置） 36
第 94 条 （受注者の損害賠償請求等） 36
第 95 条 （契約不適合責任期間等） 37
第 96 条 （契約保証金の返還等） 37
第 97 条 （保険等） 38
第 98 条 （賠償金等の徴収） 38
第 99 条 （あっせん又は調停） 38
第 100 条 （仲裁） 39
第 101 条 （下請代金の支払事項の遵守） 39

第 102 条 （下請工事に関する紛争の防止） 39
第 103 条 （情報通信の技術を利用する方法） 39
第 104 条 （その他） 39

第1章　通則

第1条　（総則）

発注者及び受注者を総称して又は個別にいう。以下同じ。）は、この契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（入札説明書、入札説明書の添付資料及び付属資料並びにこれらに関する質疑回答、受注者がにかほ市若者支援住宅敷地造成事業に係る総合評価一般競争入札方式手続において発注者に提出した提案書、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が本契約締結までに提出した一切の書類を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約及び要求水準書等を内容とする本件業務（設計業務及び建設業務を総称していう。以下同じ。）の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、設計業務及び建設業務はそれぞれ次の意味を有するものとする。

一　設計業務とは、この契約又は要求水準書等において、受注者が行うべき設計に関する業務として定められたものの一切を総称していう。

二　建設業務とは、この契約又は要求水準書等において、受注者が行うべき施工又は工事に関する業務として定められたものの一切を総称していう。なお、建設業務はこの契約において文脈により工事と称することもある。

2　受注者は、設計業務を要求水準書で定める履行期間内に完了し、設計業務の目的物（以下「設計成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約に従ってその設計業務に関する業務委託料を支払うものとする。

3　受注者は、この契約で定める建設業務を履行期間内に完成し、建設業務の目的物（以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、この契約に従ってその建設業務に関する業務委託料を支払うものとする。

4　発注者は、その意図する本件業務を完了させるため、本件業務に関する指示を受注者又は関係法令及び要求水準書にて配置を求める受注者の統括管理者、設計業務責任者、建設業務責任者、管理技術者、現場代理人若しくは主任（監理）技術者等（以下「業務責任者等」という）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者等は、当該指示に従い本件業務を行わなければならない。

5　受注者は、この契約若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

6　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

9　この契約及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第 99 条（あっせん又は調停））の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国

の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

13　発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

14　この契約に基づき受注者が負担する一切の債務、義務又は責任については、代表企業と構成員とが連帯して負担するものとする。

第2条　（指示等及び協議の書面主義）

この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、解除及び疎明（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第3条　（契約の保証）

受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一　契約保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「前払法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、契約代金額（本契約頭書第４項に定めるものをいう。以下同じ。）の 10 分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 92 条（発注者の損害賠償請求等）第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保

証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6　契約代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金額に対し、第３項に定める割合に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第4条　（権利義務の譲渡等）

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物又は工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 49 条（建設業務に係る工事材料の品質及び検査等）第２項の規定による検査に合格したもの及び第 73 条（部分引渡し）の規定による部分払のための確認を受けたもの及び工事仮設物並びに工事を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の発注者に対するこの契約にかかる業務委託料支払請求債権（以下「契約金債権」という。）の譲渡について、第１項ただし書きの承諾をしなければならない。

4　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書きの承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第5条　（秘密の保持）

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第6条　（著作権の帰属）

設計成果物（第 40 条（部分引渡し）第１項の規定により読み替えて準用される第 37 条（検査及び引渡し）に規定する指定部分に係る成果物及び第 40 条（部分引渡し）第２項の規定により読み替えて準用される第 37 条（検査及び引渡し）に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第 10 条（著作権の侵害の防止）までにおいて同じ。）又は工事目的物（第 73 条（部分引渡し）第１項の規定により読み替えて準用される第 67 条（検査及び引渡し）に規定する指定部分に係る工事目的物及び第 73 条（部分引渡し）第２項の規定により読み替えて準用される第 67 条（検査及び引渡し）に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第 10 条（著作権の侵害の防止）までにおいて同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

第7条　（著作物等の利用の許諾）

発注者は、設計成果物又は工事目的物（以下併せて「本件成果物」という。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、本件成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、本件成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

2　受注者は、本件成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、本件成果物が著作物に該当しない場合には、当該本件成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

3　受注者は、本件成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該本件成果物を使用又は複製し、また、第5条（秘密の保持）の規定にかかわらず当該本件成果物の内容を公表することができる。

4　発注者は、受注者が本件成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第8条　（著作者人格権の制限）

受注者は、発注者に対し、本件成果物の内容を自由に公表することを許諾する。

2　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一　本件成果物の内容を公表すること。

二　本件成果物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3　受注者は、前条（著作物等の利用の許諾）の場合において、著作権法第 19 条第１項及び第 20 条第１項の権利を行使しないものとする。

第9条　（著作権等の譲渡禁止）

受注者は、本件成果物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

第10条　（著作権の侵害の防止）

受注者は、その作成する本件成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2　受注者は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第11条　（一括再委託等の禁止）

受注者は本件業務の全部又は発注者が要求水準書等において指定した部分若しくはその主たる

部分、他の部分から独立してその機能を発揮する工事目的物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3　発注者は、受注者に対して、本件業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第12条　（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、履行方法を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第13条　（監督員）

発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2　監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　発注者の意図する設計成果物又は工事目的物を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者等に対する本件業務に関する指示

二　この契約及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者等との協議

四　本件業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

五　この契約の履行についての受注者又は受注者の統括責任者、現場代理人に対する指示、承諾又は協議

六　要求水準書等又は設計成果物に基づく本件業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

七　要求水準書等又は設計成果物に基づく工程の管理、立会い、本件業務の履行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める書面の提出、催告、請求、通知、報告、

申出、承諾、解除及び疎明については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6　発注者が監督員を置かないときは、この契約事項に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

第14条　（地元関係者との交渉等）

地元関係者との交渉等は、要求水準書等に定める場合を除き、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

第15条　（土地の立入り）

受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

第16条　（履行報告）

受注者は、要求水準書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第17条　（支給材料及び貸与品等）

発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面、工事材料（以下併せて「支給材料等」という。）及び貸与する建設機械器具その他本件業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

2　監督員は、支給材料等又は貸与品等の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料等又は当該貸与品等を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料等又は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料等又は貸与品等の引渡しを受けた後、当該支給材料等又は当該貸与品等に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料等若しくは貸与品等に代えて他の支給材料等若しくは貸与品等を引き渡し、支給材料等若しくは貸与品等の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料等若しくは当該貸与品等の使用

を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料等又は貸与品等の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料等及び貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、要求水準書等に定めるところにより、本件業務の完成、要求水準書等の変更等によって不用となった支給材料等又は貸与品等を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料等又は貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品等の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第2章　設計業務

第18条　（設計業務の工程表の提出等）

受注者は、この契約締結後 10 日以内に要求水準書等に基づいて設計業務の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2　発注者は、必要があると認めるときは、前項の設計業務の工程表を受理した日から５日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3　この契約の他の条項の規定により履行期間又は要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して設計業務の工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

4　設計業務の工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第19条　（管理技術者）

受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2　管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務に関する業務委託料（以下、「設計業務委託料」という。）の変更、履行期間の変更、設計業務委託料の請求及び受領、次条（照査技術者）第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の設計業務に関する一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第20条　（照査技術者）

受注者は、要求水準書等に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2　照査技術者は、前条（管理技術者）第１項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

第21条　（管理技術者等に対する措置請求）

発注者は、設計業務の管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 11 条（一括再委託等の禁止）第２項の規定により受注者から設計業務を委任され、若しくは請け負った者がその設計業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、設計業務に関して監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第22条　（要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務）

受注者は、設計業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条　（条件変更等）

受注者は、設計業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　要求水準書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二　要求水準書等に誤謬又は脱漏があること

三　要求水準書等の表示が明確でないこと

四　履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

五　要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要

があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条　（要求水準書等の変更）

発注者は、前条（条件変更等）第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計業務に関する要求水準書等（設計業務に関する指示を含む。以下この条及び第 26 条（受注者の提案）において同じ。）の変更内容を受注者に通知して、設計業務に関する要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは設計業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第25条　（設計業務の中止）

第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　発注者は、必要があると認めるときは、設計業務の中止内容を受注者に通知して、設計業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　発注者は、前２項の規定により設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務委託料を変更し、又は受注者が設計業務の続行に備え設計業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第26条　（受注者の提案）

受注者は、要求水準書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

2　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知するものとする。

3　発注者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は設計業務委託料を変更しなければならない。

第27条　（適正な履行期間の設定）

発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、本件業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第28条　（受注者の請求による履行期間の延長）

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に設計業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、設計業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第29条　（発注者の請求による履行期間の短縮等）

発注者は、特別の理由により設計業務の履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、設計業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第30条　（履行期間の変更方法）

設計業務の履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 28 条（受注者の請求による履行期間の延長）の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条（発注者の請求による履行期間の短縮等）の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第31条　（設計業務委託料の変更方法等）

設計業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この契約の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第32条　（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

第33条　（一般的損害）

設計成果物の引渡し前に、設計成果物に生じた損害その他設計業務を行うにつき生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第34条　（第三者に及ぼした損害）

設計業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

４　前３項の場合その他設計業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第35条　（不可抗力による損害）

設計成果物の引渡し前に、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注

者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち、設計業務委託料の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。

5　前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一　業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「設計業務委託料の 100 分の１を超える額」とあるのは「設計業務委託料の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第36条　（設計業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更）

発注者は、第 12 条（特許権等の使用）、第 22 条（要求水準書等と業務内容が一致しない場合の修補義務）、第 23 条（条件変更等）、第 24 条（要求水準書等の変更）、第 25 条（設計業務の中止）、第 26 条（受注者の提案）、第 28 条（受注者の請求による履行期間の延長）、第 29 条（発注者の請求による履行期間の短縮等）、第 33 条（一般的損害）、第 39 条（引渡し前における設計成果物の使用）又は第 42 条（部分引渡しに係る設計業務委託料の不払に対する受注者の業務中止）その他この契約の規定により設計業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなけ

ればならない。ただし、発注者が前項の設計業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第37条　（検査及び引渡し）

受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを設計業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、設計業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

第38条　（設計業務委託料の支払い）

受注者は、前条（検査及び引渡し）第２項（同条第５項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、設計業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に設計業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条（検査及び引渡し）第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第39条　（引渡し前における設計成果物の使用）

発注者は、第 37 条（検査及び引渡し）第３項若しくは第４項又は第 40 条（部分引渡し）第１項若しくは第２項の規定による引渡し前においても、設計成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により設計成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第40条　（部分引渡し）

設計成果物について、発注者が要求水準書等において設計業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の設計業務が完了したときについては、第 37 条（検査及び引渡し）中「設計業務」とあるのは「指定部分に係る設計業務」と、「設計成果物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物」と、同条第４項及び第 38 条（設計業務委託料の支払い）中「設計業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る設計業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 37 条（検査及び引渡し）中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第４項及び第 38 条（設計業務委託料の支払い）中「設計業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る設計業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第41条　（第三者による代理受領）

受注者は、発注者の承諾を得て設計業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 38 条（設計業務委託料の支払い）（第 40 条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

第42条　（部分引渡しに係る設計業務委託料の不払に対する受注者の業務中止）

受注者は、発注者が第 40 条（部分引渡し）において読み替えて準用される第 38 条（設計業務委託料の支払い）の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本件業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が設計業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計業務委託料を変更し、又は、若しくは受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第43条　（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された設計成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に

履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　設計成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第3章　建設業務

第44条　（関連施工業務の調整）

発注者は、受注者の建設業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う施工業務の円滑な施工に協力しなければならない。

第45条　（建設業務に関する業務委託料及び工程表）

受注者は、発注者より請求があった場合には、第 37 条（検査及び引渡し）に基づく設計成果物の検査完了後 10 日以内に要求水準書等及び設計成果物に基づいて、建設業務に関する業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第46条　（下請人等の選任）

受注者は、次の各号のいずれかに該当する者と下請契約を締結してはならない。

一　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

二　秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止の期間中の者

2　受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を秋田県内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

3　受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は秋田県内に本店を有するものの中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は秋田県産とするよう努めなければならない。

4　受注者は、次の各号のいずれかに該当する建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該各号に掲げる届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」

という。）を下請人としてはならない。

一　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出をしていない建設業者

二　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出をしていない建設業者

三　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出をしていない建設業者

5　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一　注者と直接下請契約を締結する下請負人が次のいずれにも該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となるなど特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者に前項各号に掲げる届出をさせ、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を提出することについて、受注者が発注者に約した場合

二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人が次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となるなど特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に当該確認書類を提出することについて、受注者が発注者に約した場合

第47条　（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めることにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一　現場代理人

二　主任技術者又は監理技術者（建設業法第 26 条第３項本文に規定する建設工事の場合にあっては専任の主任技術者又は専任の監理技術者）

三　監理技術者補佐（建設業法第 26 条第３項ただし書に規定する者をいう。）

四　専門技術者（建設業法第 26 条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2　現場代理人は、建設業務の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、建設業務に関する業務委託料（以下、「建設業務委託料」という。）の変更、建設業務委託料の請求及び受領、第 48 条（建設業務の関係者に関する措置請求）第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の建設業務に関する一切の権限を行使することができる。

3　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締及び権限の行使に支障なく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないとすることができる。

4　受注者は、前２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければ

ならない。

5　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第48条　（建設業務の関係者に関する措置請求）

発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が建設業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第49条　（建設業務に係る工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、要求水準書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第50条　（監督員の立会い及び施工記録の整備等）

受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、要求水準書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された建設業務については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は施工をするときは、

要求水準書等に定めるところにより、当該見本又は施工写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該施工を適切に行ったことを証する見本又は施工写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは施工写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第51条　（工事用地の確保等）

発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、要求水準書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第52条　（要求水準書等又は設計成果物不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

受注者は、工事の施工部分が要求水準書等又は設計成果物に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは建設業務委託料額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第 49 条（建設業務に係る工事材料の品質及び検査等）第２項又は第 50 条（監督員の立会い及び施工記録の整備等）第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、施工部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定するほか、監督員は、施工部分が要求水準書等又は設計成果物に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第53条　（条件変更等）

受注者は、建設業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　要求水準書等、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。

三　要求水準書等の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　要求水準書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等又は設計成果物の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第一号から第３号までのいずれかに該当し要求水準書等又は設計成果物を訂正する必要があるものは、発注者と受注者とが協議して、要求水準書等の訂正は発注者が行い、設計成果物の訂正は受注者が行う。

二　第１項第四号又は第五号に該当し要求水準書等又は設計成果物を変更する場合は、発注者と受注者とが協議して、要求水準書等の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。

5　前項の規定により要求水準書等又は設計成果物の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第54条　（要求水準書等又は設計成果物の変更）

発注者は、前条（条件変更等）第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等又は検査及び引渡し済みの設計成果物の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等又は検査及び引渡し済みの設計成果物を変更することができる。この場合において、発注者は、

必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務委託料額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第55条　（建設業務の中止）

工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより建設業務の目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が施工できないと認められるときは、発注者は、建設業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、建設業務の中止内容を受注者に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務委託料額を変更し、又は受注者が建設業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、前２項の事由が、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものであるときは、受注者に生じた増加費用又は損害（第 97 条（保険等）第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち建設業務委託料額の 100 分の１までは受注者が負担し、それを超える額を発注者が負担するものとする。なお、本条については、第 65 条（不可抗力による損害）第 6 項の定めを準用する。

第56条　（著しく短い履行期間の禁止）

発注者は、建設業務に関する履行期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第57条　（受注者の請求による履行期間の延長）

受注者は、天候の不良、第 44 条（関連施工業務の調整）の規定に基づく関連建設業務の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に建設業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、建設業務委託料の金額（以下「建設業務委託料額」という。）について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。ただし、当該事由が、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものである場合は、受注者に生じた増加費用又は損害（第 97 条（保険等）第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち建設業務委託料額の 100 分の１までは受注者が負担し、それを超える額を発注者が負担するものとする。なお、この場合

については、第 65 条（不可抗力による損害）第 6 項の定めを準用する。

第58条　（発注者の請求による履行期間の短縮等）

発注者は、特別の理由により建設業務に関する履行期間を短縮する必要があるときは、当該履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは建設業務委託料額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第59条　（履行期間の変更方法）

建設業務に関する履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 57 条（受注者の請求による履行期間の延長）の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条（発注者の請求による履行期間の短縮等）の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第60条　（建設業務委託料額の変更方法等）

建設業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、建設業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第61条　（賃金又は物価の変動に基づく建設業務委託料額の変更）

発注者又は受注者は、履行期間内でこの契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設業務委託料額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して建設業務委託料額の変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残建設業務に関する残工事代金額（建設業務委託料額から当該請求時の出来形部分に相応する建設業務委託料額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残建設業務委託料額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残建設業務委託料額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残建設業務委託料額の 1000 分の 15 を超える額につき、建設業務委託料額の変更に応じなければならない。

3　変動前残建設業務委託料額及び変動後残建設業務委託料額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第１項の規定による請求は、この条の規定により建設業務委託料額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく建設業務委託料額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設業務委託料額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、建設業務委託料額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設業務委託料額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、建設業務委託料額の変更を請求することができる。

7　前２項の場合において、建設業務委託料額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第62条　（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が建設業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第63条　（一般的損害）

建設業務の目的物の引渡し前に、建設業務の目的物又は工事材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害（第 55 条（建設業務の中止）第３項ただし書き、第 57 条（受注者の請求による履行期間の延長）第２項ただし書き、次条（第三者に及ぼした損害）第１項若しくは第２項又は第 65 条（不可抗力による損害）第１項その他この契約で発注者が全部又は一部を負担すると規定する損害における発注者負担部分を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 97 条（保険等）第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第64条　（第三者に及ぼした損害）

施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 97 条（保険等）第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第65条　（不可抗力による損害）

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 97 条（保険等）第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 49 条（建設業務に係る工事材料の品質及び検査等）第２項、第 50 条（監督員の立会い及び施工記録の整備等）第１項若しくは第２項又は第 73 条（部分引渡し）の規定による検査、立会いその他受注者の施工に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち建設業務委託料額の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害（自然災害に起因する損害に限る。）については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　建設業務の目的物に関する損害

損害を受けた建設業務の目的物に相応する建設業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する建設業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該建設業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における建設業務の目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「建設業務委託料の 100 分の１を超える額」とあるのは「建設業務委託料の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

第66条　（建設業務委託料額の変更に代える要求水準書等又は成果物の変更）

発注者は、この契約の規定により建設業務委託料額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、建設業務委託料額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計成果物を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計成果物の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が建設業務委託料額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第67条　（検査及び引渡し）

受注者は、建設業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、建設業務が完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、第２項の検査によって建設業務の完了を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、建設業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を建設業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第68条　（建設業務委託料の支払い）

受注者は、前条（検査及び引渡し）第２項（同条第６項後段において適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、建設業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に建設業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条（検査及び引渡し）第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第69条　（部分使用）

発注者は、第 67 条（検査及び引渡し）第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第70条　（前払金）

受注者は、保証事業会社と、契約書記載の建設業務完了の時期を保証期限とする前払法第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第３条に規定する経費（以下「前払金対象経費」という。）について、建設業務委託料額に 10 分の４を乗じて得た額の範囲内の額を前払金として発注者に請求することができる。ただし、本項の前払金を請求できるのは請負代金額が 100 万円以上の工事に限るものとする。

２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の前払金の支払いを受けた工事が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合は、前払金対象経費について、建設業務委託料金額に 10 分の２を乗じて得た額の範囲内の額の前払金を発注者に請求することができる。この場合において、受注者は、あらかじめ当該前払金に関して保証事業会社と工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。

一　工期の２分の１を経過していること。

二　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

三　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が建設業務委託料金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

5　前項の規定により請求する前払金の額と第１項の規定により請求し、支払いを受けた前払金の額との合計額は、建設業務委託料金額に 10 分の６を乗じて得た額を超えることができない。

6　部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。）を請求する工事については、第４項の前払金の請求をすることができない。

7　受注者は、第４項の規定により前払金を請求しようとするときは、あらかじめ発注者の当該前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から当該認定の請求を受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を原則として７日以内に受注者に通知しなければならない。

8　受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、第４項の規定による前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項及び第３項の規定を準用する。

9　発注者は、前払金については歳計現金保有の状況等により、これを減額し、又は支払いしないことができる。

10　前払いをした後に、設計変更等の理由により、建設業務委託料金額が増額された場合においても前払金は増額しないものとする。

11　設計変更等の理由により、建設業務委託料金額が減額され、さきに支払いした前払金が減額後の建設業務委託料金額に対して所定の率を超える場合で、建設業務委託料金額の減額後に部分払が行われるときは、減額後の建設業務委託料金額に相応する前払金の額を超え減額後の建設業務委託料金額までの部分については、建設業務委託料金額の減額後の最初の部分払をするときに決済するものとし、さきに支払いした前払金が減額後の建設業務委託料金額を超えるときは、受注者は、建設業務委託料金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

12　発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年２．５％の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第71条　（前払金の使用等）

受注者は、前払金をこの建設業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施行に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

第72条　（部分払）

受注者は、工事の既済部分が、次の各号に掲げる割合となったときは、その既済部分の建設業務委託料相当額の 10 分の９を限度として部分払の請求をすることができる。ただし、第 70 条（前払金）第４項の前払金を請求する工事については、部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。）の請求をすることができない。

一　前払金を受けた工事

工事の既済部分が 10 分の５以上

二　前払金を受けていない工事

(1)　建設業務委託料が 3,000 万円以下の工事

第１回の部分払　　工事の既済部分が 10 分の３以上

第２回の部分払　　工事の既済部分が 10 分の７以上

(2)　建設業務委託料が 3,000 万円を超える工事

第１回の部分払　　工事の既済部分が 10 分の３以上

第２回の部分払　　工事の既済部分が 10 分の５以上

第３回の部分払　　工事の既済部分が 10 分の８以上

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（第 49 条（建設業務に係る工事材料の品質及び検査等）第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したものに限る。）の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　前項の規定により部分払があった後、再度部分払の請求をする場合には、第１項の規定により計算した額から、すでに支払われた部分払金の額に相当する額を控除するものとする。

７　発注者は、前払いをした工事の部分払をする場合は、第１項の規定により計算した額から、その額に建設業務委託料金額に対する前払金額の割合を乗じた額を控除するものとする。

第73条　（部分引渡し）

建設業務の目的物について、発注者が要求水準書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の建設業務が完了したときについては、第 67 条（検査及び引渡し）中「建設業務」とあるのは「指定部分に係る建設業務」と、「建設業務の目的物」とあるのは「指定部分に係る建設業務の目的物」と、同条第５項及び第 68 条（建設業務委託料の支払い）中「建設業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る建設業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第 68 条（建設業務委託料の支払い）第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る建設業務委託料金額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する建設業務委託料金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 68 条（建設業務委託料の支払い）第１項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る建設業務委託料金額

＝　指定部分に相応する建設業務委託料金額×（１－前払金額／建設業務委託料金額）

第74条　（債務負担行為等に係る契約の特則）

発注者は、債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、各会計年度における建設業務委託料の支払いの限度額（以下「建設業務委託料支払限度額」という。）は次のとおりとする。

年度　　円

年度　　円

年度　　円

2　建設業務委託料支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度　　円

年度　　円

年度　　円

3　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の建設業務委託料支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

第75条　（債務負担行為等に係る契約の前金払の特則）

債務負担行為等に係る契約の前金払については、第 70 条（前払金）中「契約書記載の建設業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の建設業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条中「建設業務委託料額」とあるのは「当該会計年度の建設業務委託料支払限度額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2　前項の場合において契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第 70 条（前払金）第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3　第１項の場合において、前会計年度末における建設業務に関する業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 70 条（前払金）第１項の規定にかかわらず、受注者は、建設業務に関する業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

4　第１項の場合において、前会計年度末における建設業務に関する業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、受注者は発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第76条　（債務負担行為等に係る契約の部分払の特則）

債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における建設業務委託料金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた部分においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2　この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 72 条（部分払）の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦建設業務委託料金額×９／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－{建設業務委託料金額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）}×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

3　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度　　回

年度　　回

年度　　回

第77条　（第三者による代理受領）

受注者は、発注者の承諾を得て建設業務に関する業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第 68 条（建設業務委託料の支払い）（第 73 条（部分引渡し）において準用する場合を含む。）又は第 72 条（部分払）の規定に基づく支払いをしなければならない。

第78条　（前払金等の不払に対する工事中止）

受注者は、発注者が第 70 条（前払金）、第 72 条（部分払）又は第 73 条（部分引渡し）において準用される第 68 条（建設業務委託料の支払い）の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が施工を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは建設業務委託料を変更し、又は受注者が建設業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第79条　（契約不適合責任）

発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて建設業務に関する業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに建設業務に関する業務委託料の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。
二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
四　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第4章　債務不履行、解除等（通則）

第80条　（履行遅延の場合における損害金等）

受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に本件業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料（設計業務及び建設業務に関する業務委託料をいう。以下同じ。）額からこの契約の規定による部分引渡し、部分払及び出来形部分に係る業務委託料額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、この契約の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第81条　（発注者の任意解除権）

発注者は、本件業務が完成するまでの間は、次条（発注者の催告による解除権）又は第 83 条（発注者の催告によらない解除権）の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第82条　（発注者の催告による解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　第４条（権利義務の譲渡等）第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
二　正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないとき。
三　履行期間内に本件業務を完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本件業務を完

成する見込みが明らかにないと認められるとき。

四　第 19 条（管理技術者）又は第 47 条（現場代理人及び主任技術者等）第 1 項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。

五　正当な理由なく、第 43 条（契約不適合責任）第 1 項又は第 79 条（契約不適合責任）第 1 項又は第 102 条（下請工事に関する紛争の防止）の履行の追完がなされないとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第83条　（発注者の催告によらない解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第 4 条（権利義務の譲渡等）第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

二　第 4 条（権利義務の譲渡等）第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該本件業務の履行以外に使用したとき。

三　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

五　受注者が本件業務を完成させる債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条（発注者の催告による解除権）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77　号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

十　第 86 条（受注者の催告による解除権）又は第 87 条（受注者の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第84条　（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 82 条（発注者の催告による解除権）又は前条（発注者の催告によらない解除権）各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

第85条　（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 4 条（権利義務の譲渡等）第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 82 条（発注者の催告による解除権）各号又は第 83 条（発注者の催告によらない解除権）各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

第86条　（受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第87条　（受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第 24 条（要求水準書等の変更）又は第 54 条（要求水準書等又は設計成果物の変更）の規定により要求水準書等又は設計成果物を変更したため業務委託料額が３分の２以上減少したとき。

二　第 25 条（設計業務の中止）又は第 55 条（建設業務の中止）の規定による本件業務の履行の中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が本件業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第88条　（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 86 条（受注者の催告による解除権）又は前条（受注者の催告によらない解除権）各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

第89条　（設計業務に係る解除の効果）

この契約が解除された場合には、第１条（総則）第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 40 条（部分引渡し）については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、設計業務に係る既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、当該既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計業務委託料（以下「既履行部分業務委託料額」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分業務委託料額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第90条　（解除に伴う設計業務に係る措置）

受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第 40 条（部分引渡し）第１項又は第２項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条（設計業務に係る解除の効果）第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 11 条（一括再委託等の禁止）第３項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

３　前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一　業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 82 条（発注者の催告による解除権）、第 83 条（発注者の催告によらない解除権）又は第 92 条（発注者の損害賠償請求等）第３項によるときは受注者が負担し、第 81 条（発注者の任意解除権）、第 86 条（受注者の催告による解除権）又は第 87 条（受注者の催告によらない解除権）によるときは発注者が負担する。

二　調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

4　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 82 条（発注者の催告による解除権）、第 83 条（発注者の催告によらない解除権）又は第 92 条（発注者の損害賠償請求等）第３項によるときは発注者が定め、第 81 条（発注者の任意解除権）、第86条（受注者の催告による解除権）又は第87条（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

第91条　（解除に伴う建設業務に係る措置）

発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、建設業務に係る出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった目的物の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた当該出来形部分に相応する建設業務委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　第１項の場合において、第 70 条（前払金）（第 75 条（債務負担行為等に係る契約の前金払の特則）において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 72 条（部分払）及び第 76 条（債務負担行為等に係る契約の部分払の特則）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する建設業務委託料額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 82 条（発注者の催告による解除権）、第 83 条（発注者の催告によらない解除権）又は第 92 条（発注者の損害賠償請求等）第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額の利息を付した額を、第 81 条（発注者の任意解除権）、第 86 条（受注者の催告による解除権）又は第 87 条（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。ただし、損害金の総額は 100 円未満のときは、これを徴収せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4　受注者は、この契約が本件業務の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならな

い。

5　受注者は、この契約が建設業務の完成前に解除された場合において、建設業務に係る貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　受注者は、この契約が本件業務の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 82 条（発注者の催告による解除権）、第 83 条（発注者の催告によらない解除権）又は第 92 条（発注者の損害賠償請求等）の規定によるときは発注者が定め、第 81 条（発注者の任意解除権）、第 86 条（受注者の催告による解除権）又は第 87 条（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段及び第５項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9　本件業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第92条　（発注者の損害賠償請求等）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　履行期間内に業務を完了することができないとき。

二　この契約の設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。

三　第 82 条（発注者の催告による解除権）又は第 83 条（発注者の催告によらない解除権）の規定により、設計成果物又は工事目的物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　第 82 条（発注者の催告による解除権）又は第 83 条（発注者の催告によらない解除権）の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二　工事目的物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

第93条　（談合行為に対する措置）

受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の２に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による工事が完成した後においても、同様とする。

一　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。

二　受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

三　前２号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の６の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2　受注者が共同企業体である場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に前項の規定による支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3　第１項に規定する場合においては、発注者は、直ちにこの契約を解除することができる。

4　前３項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第94条　（受注者の損害賠償請求等）

受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第 86 条（受注者の催告による解除権）又は第 87 条（受注者の催告によらない解除権）の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第 38 条（設計業務委託料の支払い）第 2 項（この契約において準用する場合も含む。）及び第 68 条（建設業務委託料の支払い）第 2 項（この契約において準用する場合も含む）の規定

による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が 100 円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に 100 円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第95条 （契約不適合責任期間等）

発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第 37 条（検査及び引渡し）第４項又は第５項（この契約においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第 67 条（検査及び引渡し）第 4 項又は第 5 項（この契約においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

3　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第96条 （契約保証金の返還等）

発注者は第 67 条（検査及び引渡し）第４項の規定による引渡しを受けたときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。

2　発注者は、この契約が解除された場合は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保となる有価証券等を返還しなければならない。ただし、第 82 条（発注者の催告による解除権）又は第 83 条（発注者の催告によらない解除権）の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、この限りでない。

第97条　（保険等）

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）及び要求水準書等に定めるところにより建設工事保険、第三者賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

2　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したとき又は任意に保険を付しているときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第98条　（賠償金等の徴収）

受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで規準率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。ただし、損害金も総額が 100 円未満のときは、これを徴収せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき規準率で計算した額の延滞金を徴収する。ただし、損害金の総額が 100 円未満のときは、これを徴収せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第99条　（あっせん又は調停）

この契約の第 3 章（建設業務）の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による秋田県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 48 条（建設業務の関係者に関する措置請求）第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

3　第１項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定

する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

第100条　（仲裁）

発注者及び受注者は、建設業務に関する紛争について、その一方又は双方が前条（あっせん又は調停）の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第101条　（下請代金の支払事項の遵守）

受注者は、建設業法第 19 条の３（不当に低い請負代金の禁止）、第 24 条の２（下請負人の意見の聴取）、第 24 条の３（下請代金の支払）、第 24 条の４（検査及び引渡し）、第 24 条の５（特定建設業者の下請代金の支払期日等）及び第 24 条の６（下請負人に対する特定建設業者の指導等）の規定を遵守しなければならない。

第102条　（下請工事に関する紛争の防止）

受注者は、下請工事の施工に関し、紛争が生じないよう努めなければならない。

第103条　（情報通信の技術を利用する方法）

この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第104条　（その他）

受注者は、この契約に定めるもののほか、にかほ市財務規則及び建設業法、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

２　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。